

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成20年
7月11日
(金曜日)

目次

告示
指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課).....一
道路の位置の指定(建築指導課).....一
公告
大規模小売店舗舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....二
大規模小売店舗舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....二
土地改良区役員(届出)(農村整備課).....三
土地改良事業計画変更の協議に係る決定(農村整備課).....三
開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....四
選管告示
直接請求に必要な有権者の数.....四
山口県議会議員一般選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨.....四
不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正.....七
不在者投票のできる保護施設の指定.....七
公安委公告
一般競争入札の実施.....七

山口県告示第三百五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。



平成二十年七月十一日

山口県知事 二井 関成

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件(平成十一年農林水産省告示第百二号)及び保安林の指定に関する告示(平成十三年山口県告示第三百八号)に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに萩市農林水産部林政課及び阿武町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百五十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十年七月十一日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)長	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
○山陽小野田市新生二丁目一八四九の二	四・〇	三五・〇	一四五・〇六



(二九二) 大規模小売店舗舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十年七月十一日から同年十一月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年七月十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 スーパードラッグコスモス防府緑町店
 所在地 防府市緑町二丁目一―二二の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 株式会社ウイルコーポ 周南市中央町二番八号 齋藤 文護
 レーシヨン
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
 株式会社ブレナス " " 上牟田二丁目一九番二号 塩井 辰男
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
 平成二十一年三月一日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 一、四八〇平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 (一) 駐車場の収容台数
 五四台
 (二) 駐輪場の収容台数
 二七台
 (三) 荷さばき施設の面積
 八一平方メートル
 (四) 廃棄物等の保管施設の容量
 一―立方メートル
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻

- 株式会社コスモス薬品 午前一〇時 午後一〇時
 株式会社ブレナス 午前八時 "
- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前七時三十分から午後十時三十分まで
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数
 二箇所
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前五時から午後十二時まで
- 八 届出年月日
 平成二十年六月三十日

(二九二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成二十年七月十一日から同年十一月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
 平成二十年七月十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 トミースタウン新下関
 所在地 下関市秋根西町二丁目六番一号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 アドバンテック株式会社 北九州市門司区柳町一丁目八番三〇号 白田 弘之
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	アドバンテック株式会社	トミースタウン新下関
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	アドバンテック株式会社	ライフコアとみやま下関店

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社志水	三國 利次	三國 利次	株式会社大創産業	細川 昭夫	細川 昭夫	株式会社大創産業	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社大創産業	株式会社志水	株式会社志水	株式会社志水	株式会社大創産業	株式会社志水	株式会社大創産業	
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社大創産業	株式会社志水	株式会社志水	株式会社志水	株式会社大創産業	株式会社志水	株式会社大創産業	
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社大創産業	株式会社志水	株式会社志水	株式会社志水	株式会社大創産業	株式会社志水	株式会社大創産業	
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社大創産業	株式会社志水	株式会社志水	株式会社志水	株式会社大創産業	株式会社志水	株式会社大創産業	
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社大創産業	株式会社志水	株式会社志水	株式会社志水	株式会社大創産業	株式会社志水	株式会社大創産業	
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社大創産業	株式会社志水	株式会社志水	株式会社志水	株式会社大創産業	株式会社志水	株式会社大創産業	
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社大創産業	株式会社志水	株式会社志水	株式会社志水	株式会社大創産業	株式会社志水	株式会社大創産業	
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社大創産業	株式会社志水	株式会社志水	株式会社志水	株式会社大創産業	株式会社志水	株式会社大創産業	
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社大創産業	株式会社志水	株式会社志水	株式会社志水	株式会社大創産業	株式会社志水	株式会社大創産業	

四 届出年月日
平成二十年六月三十日
変更年月日
平成二十年六月二十六日

(二九三) 土地改良区の役員の名及び住所の届出
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十年七月十一日
山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住所
下松市赤谷土地改良区	理事	中村 英隆	下松市大字下谷二〇〇五の二
"	"	原田 清人	" 一六九一
"	"	田村 泰彦	" 一七〇七の一
"	"	田中 宏幸	" 大字末武下五〇七
"	"	井上 輝豊	防府市国衙二丁目一番三五号
"	"	西川 達次	下松市大字下谷一九四一の三

二 退任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住所
下松市赤谷土地改良区	理事	中村 英隆	下松市大字下谷二〇〇五の二
"	"	松村 恭宏	" 一九三九
"	"	田村 泰彦	" 一七〇七の一
"	"	森本 保明	" 一八一二
"	"	原田 清人	" 一六九一
"	"	中村 嘉信	" 一九四七
"	"	貞久 宏	" 一八八五
"	"	中村 勝則	" 一七八八
"	"	田中 実	" 一八一七

(二九四) 市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八十一条の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八十一条の規定により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十年七月十一日

山口県知事 二井 関成

一 事業の内容

市町名	施行地区	事業の種類
萩市	福栄地区	用排水施設の改修

二 縦覧の期間
平成二十年七月十四日から同年八月四日まで

三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(二九五) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十年七月十一日

山口県知事 二井 閑 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

光市浅江五丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

光市浅江二丁目二番一〇号

小土井和弘

光市室積東ノ庄一六番五号

中村 佳子

光市浅江二丁目一〇番三三号

松本 泰民

横浜市港北区綱島西二丁目二五番四号

西岡 芳才



山口県選挙管理委員会告示第五十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。

平成二十年七月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二四、四五二
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二七〇、四二六
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二七〇、四二六
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	一四、八〇、四二五、二九〇、七九六
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	一八、二一、四九、五一、二五、四八、三、四一、一五、六九、〇、一、二、七、七
副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	二七〇、四二六
県の教育委員会の委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十条第一項	二七〇、四二六

山口県選挙管理委員会告示第五十一号

平成十九年四月八日執行の山口県議会議員一般選挙において、各候補者の出納責任者から提出された選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

平成二十年七月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年4月8日執行山口県議会議員一般選挙(下関市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,885,600円

3 報告書の要旨

候補者氏名	塩満久雄	所属党派	自由民主党	収入又は支出の年月日 平成20年5月26日 第2回分
出納責任者氏名	谷野壽宣			

収 入			支 出		円
(氏名)	(職業)	(寄附額)	人件費	家屋費	
主たる寄附			選挙事務所費	集会会場費	0
			通信費	交通費	0
			印刷費	広告費	45,650
			文具費	食糧費	0
その他の寄附	0件	0	宿泊費	雑費	0
その他の収入		45,650	今回計	前回計	45,650
今回計		45,650	今回計	前回計	3,549,030
前回計		3,549,030	総計	総計	3,594,680
総計		3,594,680			

報告書受理年月日	平成20年5月26日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年4月8日執行山口県議会議員一般選挙(長門市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

6,798,200円

3 報告書の要旨

候補者氏名	大西倉雄	所属党派	自由民主党	収入又は支出の年月日 平成20年5月28日 第2回分
出納責任者氏名	小川松平			

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	家屋費	
			選挙事務所費	集会会場費	0
			通信費		0
			交通費		36,507
			印刷費		0
			広告費		0
			文具費		0
			食糧費		0
その他の寄附 0件		0	宿泊費		0
その他の収入		36,507	雑費		0
今回計		36,507	今回計		36,507
前回計		3,300,000	前回計		3,066,239
総計		3,336,507	総計		3,102,746

報告書受理年月日	平成20年5月30日	第2回報告分
----------	------------	--------

山口県選挙管理委員会告示第五十二号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十年七月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

「医療法人社団生和会湯野せいわ会病院」を「医療法人生和会周南リハビリテーション病院」に、「山陽小野田市立小野田市民病院」を「山陽小野田市民病院」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第五十三号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条の規定により、不在者投票のできる保護施設を次のとおり指定した。

平成二十年七月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
萩市救護所		萩市大字椿東一四四八			平成二〇	五	二二		

山口県選挙管理委員会告示第五十四号

不在者投票のできる保護施設の指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第三十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十年七月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

「萩市救護所 萩市大字椿東一四四八」を削る。



公告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十年七月十一日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の借入れ

(一) 物品の名称及び数量

通信指令システム 一式

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成二十一年二月一日から平成二十六年一月三十一日までの間

(四) 使用場所

山口県警察本部生活安全部通信指令課ほか三十二箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十年山口県告示第四十五号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部生活安全部通信指令課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部生活安全全部通信指令課

(三) 受領期限

平成二十年八月二十一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十年八月二十二日午後一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一号

(二) 日時

平成二十年八月二十二日午後一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部生活安全全部通信指令課(電話〇八三一九三三〇一〇内線三六六)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of communications command system

(3) Use term: From February 1, 2009 to January 31, 2014

(4) Use place: Communications Command Division, Community Safety Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters and other 32 places

(5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Communications Command Division, Community Safety Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Phone: 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., August 21, 2008 (In case of bringing a tender: 1:00 P.M., August 22, 2008)

平成二十年七月十一日印刷
平成二十年七月十一日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)